

令和2年2月25日

医療機関の長 殿

茨城県医師会会長 諸岡 信裕

「新型コロナウイルス関連感染症：第10報」

本日、官邸にて新型コロナウイルス対策本部が開かれ、感染の拡大に備えた対策の基本方針が決定されました。医療提供体制については以下の通りです。詳細につきましては首相官邸ホームページでご確認下さい。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020225.pdf

【抜粋】

(4) 医療提供体制(相談センター／外来／入院)

イ) 今後

① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる(なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関(例:透析医療機関、産科医療機関等)を事前に検討する。)。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担(例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等)など、適切な入院医療の提供体制を整備する。

③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。

④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

今後、この基本方針に基づき、各対策の詳細について、厚生労働省等から関係者に通知が出される予定となっております。わかり次第、茨城県医師会からも情報提供して参ります。

なお、茨城県医師会では、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染症拡大の防止のため、研修会等を中止、または延期の決定しております。くわしくは、茨城県医師会ホームページ「お知らせ」にてご確認願います。